【資料-5-1】

未定稿

気候変動の影響を勘案した維持管理計画の策定に関する維持管理計画策定ガイドラインの参考資料の作成について

令和8年11月5日

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

気候変動の影響を勘案した維持管理計画の策定に関する維持管理計画策定ガイドラインの参考資料の作成について

【気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定に係る現状と問題点】

維持告示及び維持管理計画策定ガイドラインにおいて、気候変動の影響を勘案した維持管理計画を策定することとしているが、維持管理計画策定時に、どのような項目を、どのようなプロセスで検討するのか、具体なイメージが難しい。

【今回作成するガイドライン参考資料のポイント】

①参考資料の適用対象の明示

主として、維持管理計画を策定済みの既存施設について、「気候変動を勘案した維持管理計画」に変更する場合を想定

②検討の流れや概要を記載

気候変動の影響を勘案する作用の項目は主として潮位であり、供用が困難となる時期を推定する旨を記載

③例示を多数記載

港湾管理者等の理解の助けとなるよう、例示を多数記載

【維持告示】

第2条第3項第2号 （注：維持管理計画等で定めることを標準とする事項）

当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方

【維持管理計画策定ガイドライン】

5．2 総論

2）維持管理の基本的な考え方

（略）気候変動の影響を勘案する施設では、気候変動適応の考え方及びその対策の概要を記載する。

（参考）気候変動を勘案した維持管理計画【維持管理計画策定GL p.19-20】

国土交通省

➢ 令和8年4月に維持告示及び維持管理計画策定ガイドラインを改定等し、気候変動の影響を勘案した維持管理計画を策定することを示した。

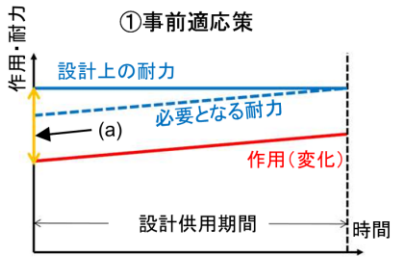
【維持告示】 第2条第3項第2号（維持管理計画等で定めることを標準とする事項）
当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方
【維持管理計画策定ガイドライン】 5．2 総論　2）維持管理の基本的な考え方
（略）気候変動の影響を勘案する施設では、気候変動適応の考え方及びその対策の概要を記載する。

概要

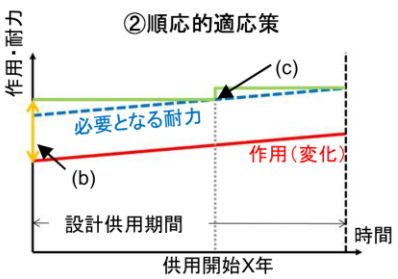
（気候変動の影響の検討に必要となる情報）

- 将来予測に用いるシナリオ情報
 → **「2℃上昇シナリオ」** 等
- 将来、予測される潮位等
 → **「将来の潮位」**及び**「基準年」**等
- 協働防護計画への位置づけの有無
- 気候変動適応の考え方※
 → **「順応適応策」**もしくは**「事前適応策」**等

※「事前適応策」は、設計時に気候変動適応の考え方を定めるものであるため、既存施設の気候変動適応の考え方は一般に「順応適応策」となる。



(a)設計供用期間中の作用の変化を踏まえ、設計供用期間の初期で構造側の対応を行う。



(b)供用後X年後の作用変化を考慮した安全性を確保する。
(c)X年後に、設計供用期間末の安全性を確保できる構造諸元とするよう、追加工事を行う。

維持管理計画書への記載（例）

I　総論

I-1　計画の目標　必要な情報

本施設を維持管理する計画の目標は、以下のとおりとする。

項　目	内　容	備　考
維持管理の計画目標期間	2026~2075 年度	
設計供用期間	50 年	

I-2 維持管理の基本的な考え方　必要な情報

本施設をどのような方針で維持管理していくかの基本的な考え方は、以下のとおりとする。

項　目		内　容	備
維持管理の基本的な考え方		各部材の維持管理レベルに応じた対応により維持管理を行う。	
気候変動適応の考え方	適応策	事前適応策	
	適応の概要	2℃上昇シナリオへ対応	
通常・重点点検診断施設の設定		通常点検診断施設	

順応適応策
or 事前適応策を記載

I-4 維持管理上の諸条件

本施設の維持管理計画に資する諸条件は、以下のとおりである。
なお、標準断面図、平面図等の関連図面は参考資料として添付する。

（気候変動の影響を勘案した自然条件）　有用な情報

項　目			内　容	備　考
気候変動の影響を勘案した潮位	将来作用基準年		2075 年	
	2℃上昇シナリオ	H.W.L.	D.L+*.**(m)	将来作用基準年時点
		M.S.L.	D.L+*.**(m)	
		L.W.L.	D.L+*.**(m)	
	4℃上昇シナリオ	H.W.L.	D.L+*.**(m)	
		M.S.L.	D.L+*.**(m)	
		L.W.L.	D.L+*.**(m)	

将来の潮位
予測を記載

気候変動の影響を勘案した維持管理計画の策定に関する維持管理計画策定ガイドラインの参考資料の作成について

国土交通省
【資料-5-1】

➢ 維持告示及び維持管理計画策定ガイドラインにおいて、気候変動を勘案した維持管理計画を策定することが定められたことから、気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定時の検討項目や検討プロセスの考え方を示す参考資料を作成した。

＜資料の構成とポイント＞

気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定の考え方（案）

1. まえがき

2. 本資料の適用対象

（維持管理計画を策定済みの既存施設を想定）

3. 気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定

（1）気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定の目的

（2）気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定の基本的な流れ

① 気候変動の影響を勘案する作用の項目の整理
（検討する作用の項目は潮位を念頭に置く）
② 気候変動の影響を勘案する作用の時間変化の整理
③ 当該施設の設計条件の把握
④ 当該施設の供用が困難となる時期の推定
（②作用の時間変化と③設計条件を比較し、供用が困難となる時期を推定）
⑤ 気候変動適応策検討の必要性の整理
⑥ 気候変動適応策の検討（本項目は上記⑤で気候変動適応策の検討が必要と整理された場合に検討）
⑦ 気候変動の影響による作用の増大が「維持管理実務」に及ぼす影響の検討
⑧ 施設の管理者及び設置者との間の協議

（3）維持管理計画書に記載する事項

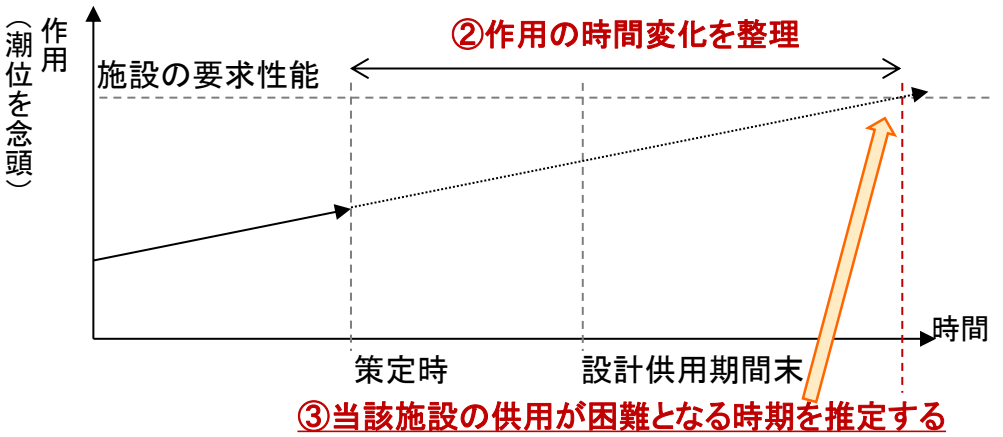
4.気候変動の影響を勘案した維持管理における留意点

（供用期間中は、定期的に、気候変動による作用の変化の状況が想定した範囲内に収まっているか等を確認する）

5.参考資料

6.主要参照条文

＜気候変動の影響を勘案した維持管理計画策定のイメージ＞



本事例は、「要求性能が満足されなくなる時期」が設計供用期間の経過後なので、気候変動適応策は不要と判断

【維持告示】

第2条第3項第2号 （注：維持管理計画等で定めることを標準とする事項）
当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方

【維持管理計画策定ガイドライン】

5．2 総論
2）維持管理の基本的な考え方
（略）気候変動の影響を勘案する施設では、気候変動適応の考え方及びその対策の概要を記載する。